（案）

佐賀市スポーツ振興基本計画

平成 21 年度～平成 26 年度

～市民が生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくり～

佐賀市教育委員会

～ 目 次 ～

佐賀市スポーツ振興基本計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅰ．佐賀市スポーツ振興基本計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ．計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅲ．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅳ．スポーツ振興の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅴ．スポーツ振興の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅵ．スポーツ振興の施策の柱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

１．生涯スポーツの推進
２．競技スポーツの推進
３．スポーツ施設の整備と活用

Ⅶ． スポーツ振興の施策体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅷ． スポーツ振興の施策内容

１．生涯スポーツの推進

１） 元気で長生き！スポーツ ＜生涯スポーツの推進＞ ・・・・・・・・・・・ 5
２） 子どもへのまなざし“100％”！スポーツ
＜スポーツを通した青少年の健全育成＞ ・・・・ 7
３） みんなで！スポーツ ＜総合型地域スポーツクラブの設立・支援＞ ・・ 7
４） ささえよう！スポーツ ＜スポーツボランティアの推進・支援＞ ・・・ 9
５） おしえて！スポーツ ＜スポーツ情報の充実＞ ・・・・・・・・・・・・・ 10

２．競技スポーツの推進

１） スポーツ指導者の資質向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
２） 競技団体への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
３） 各種競技大会の開催支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
４） トップチームとの交流 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

３．スポーツ施設の整備と活用

１） スポーツ施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
２） 学校体育施設の有効活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
３） スポーツ施設の管理・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
４） 施設のネットワーク化及び情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

佐賀市スポーツ振興基本計画策定にあたって

Ⅰ．佐賀市スポーツ振興基本計画策定の趣旨

近年生活水準が向上し、余暇時間が増大することにより、健康で文化的な生活を営むことへの関心はますます高まっております。スポーツは、体を動かしたいといった身体的欲求や、何かに挑戦したいといった自己実現の欲求を満たしてくれるばかりでなく、心身両面にわたる健康の保持増進や生活習慣病の予防に大きく貢献し、医療費の削減につながることも期待されます。特に、青少年の健全育成や地域のコミュニティ形成等につながる重要な役割を果たします。

すなわち、スポーツは、人々が生きることと密接につながっており、子どもから高齢者まで、すべての市民がスポーツを楽しむことができる環境を整備することで、市民の身近なところにいつもスポーツがある生活が生まれるのです。つまり「スポーツ文化」を育み、その文化を未来につなげ発展させることは、われわれの大きな使命であります。

このようなことから、行政、一般市民をはじめ、地域や学校、企業、スポーツ団体等が一体となり、これからの生涯スポーツ社会の実現に向けた基本的方向を示すため、このスポーツ振興計画を策定するものです。

Ⅱ．計画の位置付け

佐賀市総合計画で定めた本市の将来像「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまちさが』」に向け、「豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現」を図るため、国のスポーツ振興基本計画を参考としながら、本市の実情に即したスポーツ振興のあり方を示したものです。

Ⅲ．計画の期間

平成 21 年（2009 年）度から平成 26 年（2014 年）度の６年間とします。

また、進捗状況を把握・評価しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅳ．スポーツ振興の基本理念

本来スポーツには管理されることのない自立的で自由な活動が前提にあり、そこに楽しみや歓びが生まれ、連帯感を育み、よりよい人間関係を形成してきました。

現代社会においては、超高齢社会を迎え、介護予防としての高齢者の健康づくりや体力維持が叫ばれるばかりか、外遊びの機会減少などによる子どもの体力低下、人間関係の希薄化に代表されるように心身両面の問題が顕在化するなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しております。この複雑化、成熟化した社会に生まれる様々な身体的・心理的問題については、まさにスポーツを楽しむことにより生まれる充実感や、ストレス発散等の付加価値によって解決される可能性を持っています。

スポーツ活動を推進するために策定された本計画は「市民が、身近なところでスポーツを行うことができ、日頃から健康増進に取り組み、いきいきと暮らす」ことを理念として、子どもから高齢者、障がいのある方々を含めて、すべての市民が生涯にわたってスポーツに親しむことが出来る社会の実現を目指しています。

Ⅴ. スポーツ振興の目標

本計画では、日常的に(週１回以上)運動・スポーツをしている市民の割合を 48.5%[注)]（平成19 年度佐賀市民意向調査）から 55.0%(平成 26 年)に引き上げることを目標とし、『市民がいきいきと暮らせるスポーツ環境づくり』を進めていきます。

注）48.5%＝「行っている（29.1%）」＋「ときどき行っている（19.4%）」
その他の選択肢は、「あまり行っていない（16.9%）」、「全く行っていない（29.2%）」、「無回答（5.4%）」。

Ⅵ. スポーツ振興の施策の柱

佐賀市のスポーツ振興を図るため、「市民が生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくり」へ向けて柱となる３つの基本施策を定めました。この柱により市民スポーツの充実を目指していきます。

1. 生涯スポーツの推進

市民一人ひとりが生涯を通じ、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」「いつまでも」手軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ楽しむことができる機会と場を行政と市民が協働して提供していけるように努めます。

特に、ニュースポーツの普及や地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）の設立・支援を図ります。

2. 競技スポーツの推進

全力で競い合う競技スポーツにおいて、郷土の選手・チームの活躍は、市民に夢と希望と活力を与えるとともに、競技人口の拡大などスポーツの普及・振興につながります。

スポーツ団体や関係機関、体育指導委員やスポーツ指導者等と連携し、本市を代表する競技選手の育成・強化を図ります。

3. スポーツ施設の整備と活用

施設の機能維持や計画的な改修を図り、一人でも多くの市民がより快適にスポーツや運動に親しむことができるような環境整備に努めます。

また、利用者の視点に立ったサービスや利便性の向上に努め、だれもが利用しやすい施設の管理運営を目指します。

Ⅶ. スポーツ振興の施策体系図

佐賀市スポーツ振興基本計画基本施策及び具体的施策

目標	基本施策	具体的施策	具体的取組み
日常的に（週一回以上）スポーツをしている市民の割合を平成２６年度（２０１４年度）までに５５％へ引き上げる	生涯スポーツの推進	元気で長生き！スポーツ ＜生涯スポーツの推進＞	ニュースポーツの普及
			スポーツ体験教室の開催
			生涯学習や健康づくりとの連携
		子どもへのまなざし“100%”スポーツ ＜スポーツを通した青少年の健全育成＞	「子どもへのまなざし運動」との連携
			子どものスポーツを取り巻く環境の整備
			遊びの場へのスポーツ導入と支援者の育成
		みんなで！スポーツ ＜総合型地域スポーツクラブの設立・支援＞	モデル事業の実施
			既存クラブとの連携
		ささえよう！スポーツ ＜スポーツボランティアの推進・支援＞	スポーツボランティア登録の推進
			スポーツボランティアとの連携
			ボランティア技術講習会等の開催
		おしえて！スポーツ ＜スポーツ情報の充実＞	市報・ホームページの充実
			メディアとの連携
	競技スポーツの推進	スポーツ指導者の資質の向上	指導者講習会の開催
			保護者のための講習会開催
		競技団体への支援	佐賀市体育協会との連携
			アスリートの育成
			スポーツ教室への支援
			障害者スポーツへの支援
		各種競技大会の開催支援	大会等の支援
		トップチームとの交流	交流事業の実施
	スポーツ施設の整備と活用	スポーツ施設の整備	バリアフリーの促進
			小スペースの有効利用
		学校体育施設の有効活用	学校体育施設開放事業の充実
		スポーツ施設の管理・運営	新たな利用者の掘り起こし
			指定管理者制度の拡充
		施設のネットワーク化及び情報提供	予約システムの拡充

Ⅷ. スポーツ振興の施策内容

1. 生涯スポーツの推進

1）元気で長生き！スポーツ ＜生涯スポーツの推進＞

【現状と課題】

2007 年（平成 19 年）度にスポーツ振興課（旧市民スポーツ課）が実施した「佐賀市民のスポーツに対する意識と活動の実態に関する調査（以下、実態調査）」の結果を見ると、日頃（月に１日以上）スポーツや運動を行っている人（以下、実施者）の割合は、総理府による「体力・スポーツに関する世論調査（平成 18 年８月実施分、以下、総理府調査）」より全体で 11.5%低い値を示し、その差は女性（女性 14.0%、男性 9.7%）においてより顕著です（図１）。

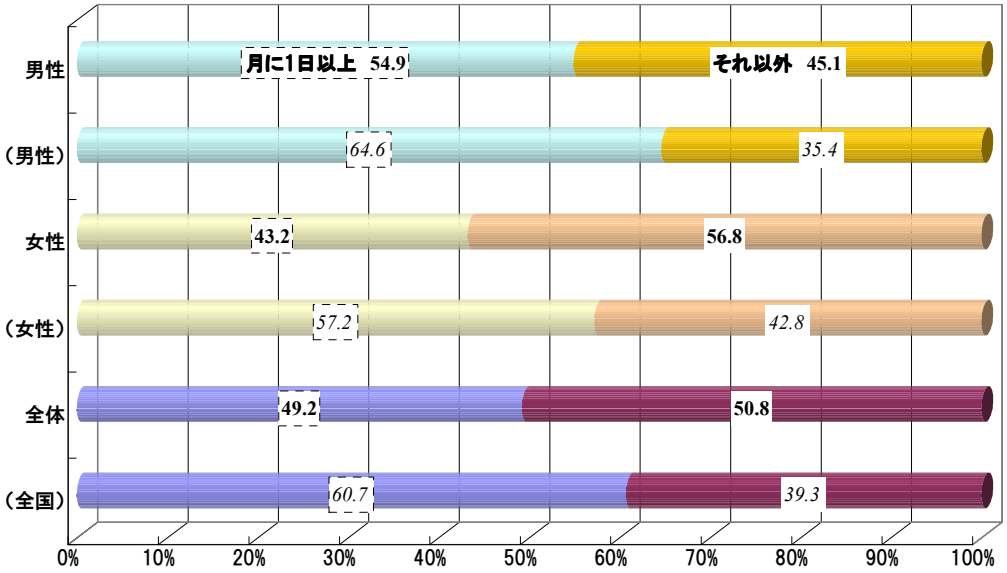

「月に１日以上」＝「週に３日以上」＋「週に１～２日」＋「月に１～３日」
「それ以外」＝「３ヶ月に１～２日」＋「年に１～３日」＋「わからない」

図1 スポーツや運動の実施頻度（%）

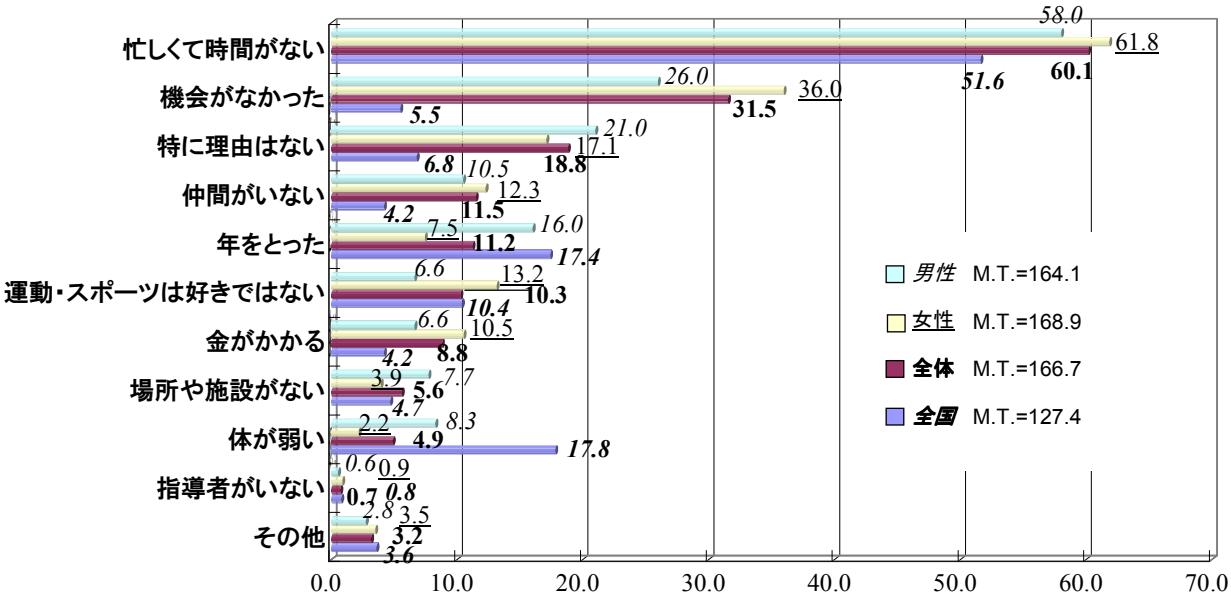

図2 スポーツや運動を行わない理由（%）

スポーツや運動を行わない理由を見てみると、「機会がなかった」の値が総理府調査の結果と比較した場合 26.0 ポイントも上回っています（図２）。

なお、より多くの人がスポーツを行うための具体的な提案としては、「スポーツの開発普及」が上位にあげられています（図３）。このことは、既存のスポーツ種目とは別のものを市民が求めていることを意味します。

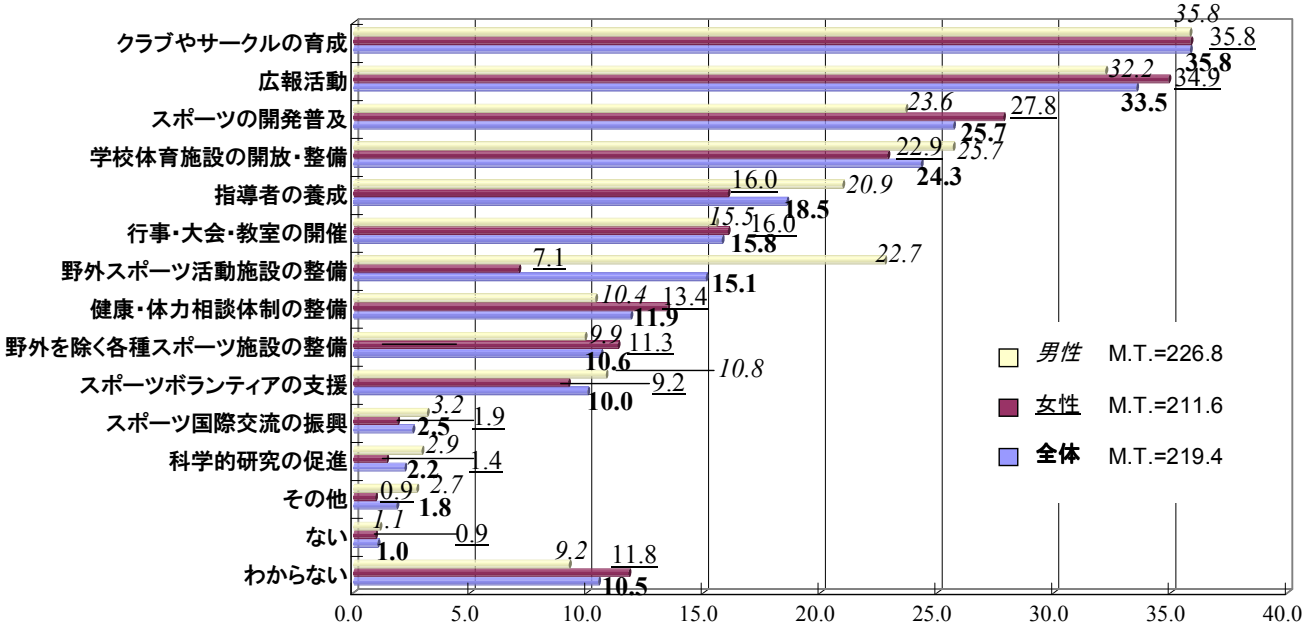

図3 スポーツや運動の実施者増への具体的提案（%）

実態調査の結果では、スポーツや運動を行うことが好きな人は８割以上、スポーツや運動が必要と思っている人は９割以上おり、ほとんどの市民がスポーツに関して肯定的意見を持っていることが明らかになりました。

このことは、高齢化社会の到来や生活習慣病等に対する不安により、スポーツへの関心が高まっていることを示していますが、「きっかけ」がなくスポーツや運動に取り組めない人たちが多くいることも明らかです。そのため、スポーツや運動を行う「きっかけ」になるような仕掛けづくりが早急に求められます。

【目標】

現在、地域スポーツの普及推進については、体育指導委員や校区（地区）体育協会の充実等により、徐々に成果を上げています。スポーツや運動が、より身近なものとして広く浸透するために、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの体験教室を中心に、関係機関とさらに連携を深め、生涯学習としてのスポーツ（＝生涯スポーツ）を推進していきます。

【具体的取組み】

（１）ニュースポーツの普及

年齢や性別、体力、障がいの有無に関わらず、だれもが気軽に楽しめる特長を生かし、グラウンドゴルフやペタンク、ドッヂビー、ソフトバレー等、ニュースポーツ体験の機会を提供します。なお、レクリエーション関係機関とも連携しながら普及に努めます。

（２）スポーツ体験教室の開催

ニュースポーツを含めた各種スポーツ体験教室を開催し、スポーツや運動が継続的に行われるように、これらの教室をきっかけとした参加者によるクラブづくりを啓発します。

（3）生涯学習や健康づくりとの連携

健康維持・増進には身体を動かす習慣が重要であることを広く啓発し、スポーツや運動の継続へのきっかけづくりとして既存の生涯学習型プログラムの活用や、健康づくりとの連携を図ります。

2）子どもへのまなざし"100％"！スポーツ　＜スポーツを通した青少年の健全育成＞

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、体力の低下傾向が継続して見られます。その原因とされる外遊びの減少、テレビゲーム等の普及、生活習慣や食生活の変化等、憂うべき問題が山積しています。

また、少年スポーツの勝利至上主義による加熱状況も懸念されていることから、子どものスポーツを取り巻く環境（指導者の資質や保護者の意識はもとより「地域・学校・家庭」の連携体制等）を整える取り組みが求められます。

【目標】

子どもたちの運動・スポーツ実施状況についてデータの収集を行い、楽しく積極的に身体を動かしていくよう、学校などの関係機関と連携して様々な取り組みを推進します。

【具体的取組み】

（1）「子どもへのまなざし運動」との連携

本市が推進する「子どもへのまなざし運動」に基づき、スポーツを通じた青少年の健全育成に努めます。そのためには「地域・学校・家庭」の連携が不可欠であることから、関係組織と協働し環境構築に取り組みます。

（2）子どものスポーツを取り巻く環境の整備

ジュニア期は生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身につける重要な準備期であることから、勝利至上主義を見直し、スポーツのあり方や適正な指導方法を指導者、保護者等に啓発します。

（3）遊びの場へのスポーツ導入と支援者の育成

子どもの居場所づくり事業、放課後クラブ等にスポーツ体験プログラムの導入を働きかけると同時に、それを支援する人材を育成します。

3）みんなで！スポーツ　＜総合型地域スポーツクラブの設立・支援＞

【現状と課題】

実態調査では、スポーツや運動を行う目的として、「健康・体力づくり」、「楽しみ・気晴らし」に続いて「友人・仲間との交流」があげられています。このことは、「クラブやサークル等」に加入している割合が高いことからも理解できますが、「家族のふれあい」を示す値が「総理府調査」と比較した場合、約９ポイント低くなっています（図４）。

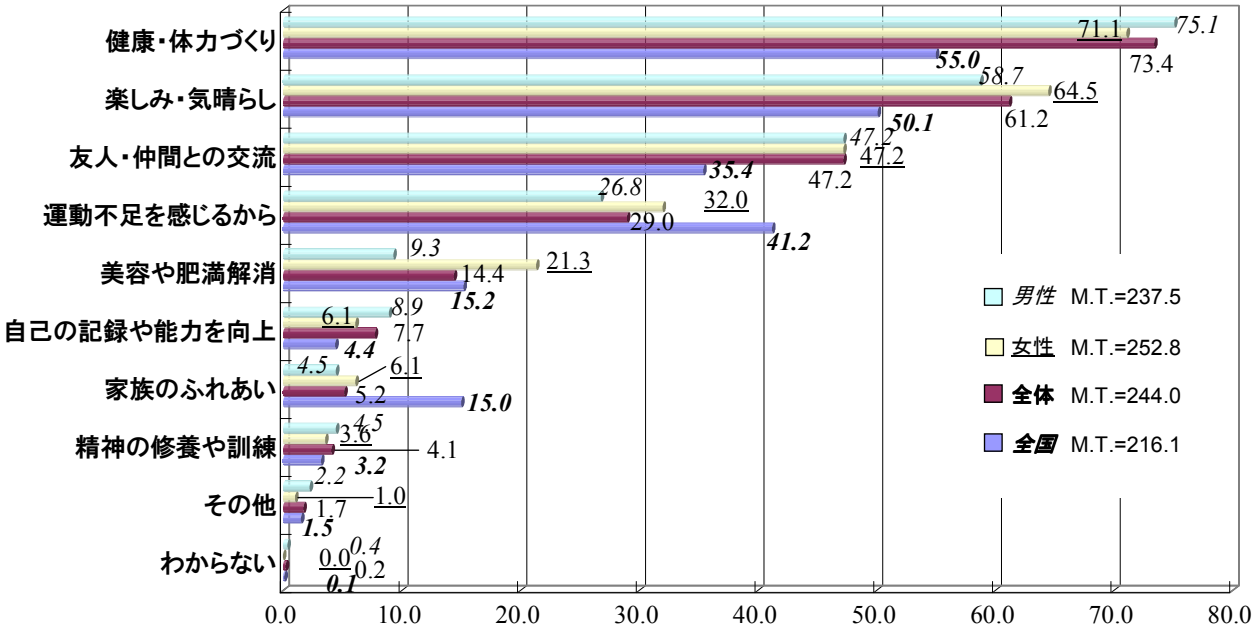

図4　スポーツや運動の実施目的（%）

楽しくスポーツや運動をする環境を整備し、地域（家族間）のつながりを強める上でも、地域住民が主体的に取り組む総合型クラブの普及・推進が求められますが、その名称及び詳細に関しては未だ浸透していないのが現状です（図５）。

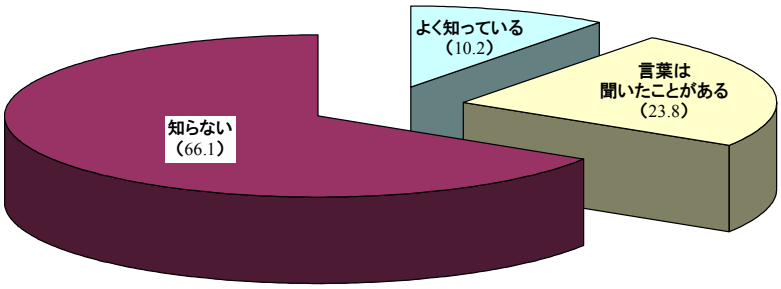

図5　総合型地域スポーツクラブの周知度（%）

【目標】

総合型クラブは、３つの多様性（種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術の多様性）を有し、だれもが体力や技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむことができるクラブです。実態調査の結果、市民には未だ十分に浸透していないことから、関係機関との連携を深めながら、啓発活動や育成・支援に努めます。

理想としては、簡単に行き来でき気軽に参加できる地域、例えば、校区に１クラブの設立が望ましいと考えますが、まずは、地域住民の総合型クラブに対する意識醸成を図るとともに、意欲のある地域から順次設立を目指し支援していきます。

【具体的取組み】

（1）モデル事業の実施

総合型クラブ設立のノウハウを持つ、佐賀県広域スポーツセンターと連携し、モデル事業を実施することで、スポーツによる地域コミュニティ形成の拠点づくりを行います。

（2）既存クラブとの連携

既存の総合型クラブと連携し、市民が身近なところでスポーツを実施できるような機会（教室等）を提供します。

表1　佐賀市の総合型クラブ（平成 20(2008)年 7 月現在）

クラブ名	設立年月	会員数、定期活動種目数
クーピーズ 久保泉町総合型地域スポーツクラブ育成協議会	H10.8	379 人、13 種目
NPO法人かわそえスポーツクラブ	H16.3	960 人、25 種目
神野総合型スポーツクラブ	H18.4	213 人、6 種目
赤松スポーツクラブ・シャチ	H20.3	52 人、5 種目

4）ささえよう！スポーツ　＜スポーツボランティアの推進・支援＞

【現状と課題】

佐賀県のスポーツ振興基本計画では「する」スポーツと同様に、「ささえる」スポーツの振興が重要視されています。本市でも、平成 19 年度に開催された佐賀高校総体をきっかけとして、多くの市民がボランティアに従事したという実態が明らかになりました（図６）。

この盛り上がりが、一過性のものとならないよう工夫する必要があります。スポーツボランティアに参加することをきっかけに、スポーツや運動との関わりを継続していくためにも、ボランティア育成支援体制の整備が求められます。

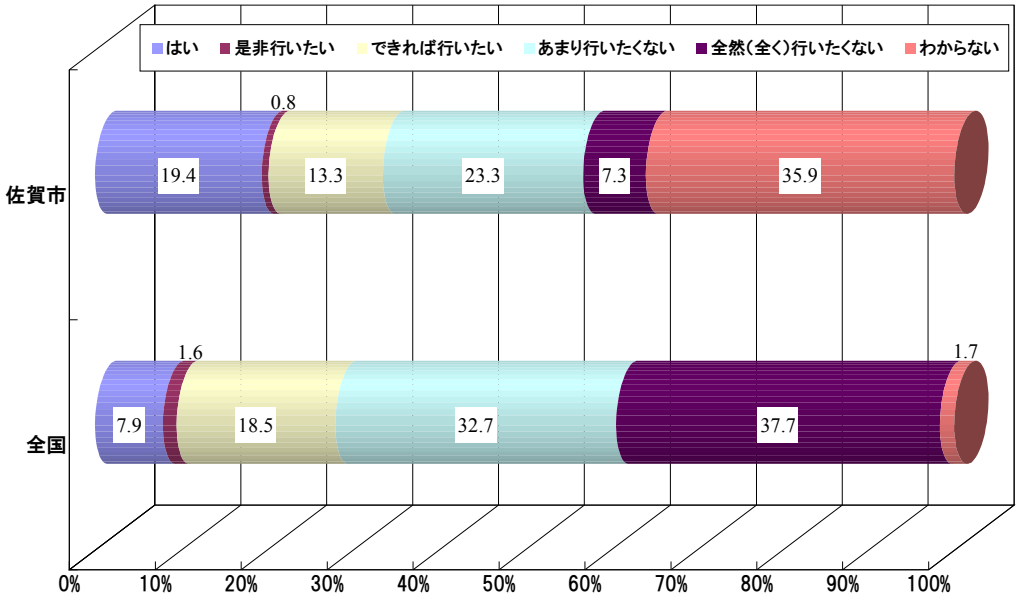

図6　スポーツボランティア経験の有無（%）

【目標】

スポーツボランティアに対する意識は飛躍的に高まっていることから、「する」スポーツと同様に位置づけ、その意義・価値を啓発します。

【具体的取組み】

（1）スポーツボランティア登録の推進

スポーツボランティア登録の推進を行い、個人の小さな力が組織としての大きな力になるよう行政が支援します。

（2）スポーツボランティアとの連携

市民のスポーツライフが充実するように、本市における「みる」「する」スポーツ大会やイベント等との連携を促進していきます。

（3）ボランティア技術講習会等の開催

特に、障がい者や高齢者への支援方法等、内容によって支援技術が求められるものに関しては技術習得を目的とする講習会を開催します。

5）おしえて！スポーツ　＜スポーツ情報の充実＞

【現状と課題】

スポーツ（主に、「する」、「ささえる」スポーツ）の情報源としては、「市報」、「回覧板」、「友達、知り合い」の３項目がそのほとんどを占めています（図７）。

また、スポーツ振興のための具体的提案（図３）の２番目に「広報活動」があげられており、情報発信の拡充がスポーツ人口増につながることから、メディアの有効利用等、これまでの方法に工夫が求められます。

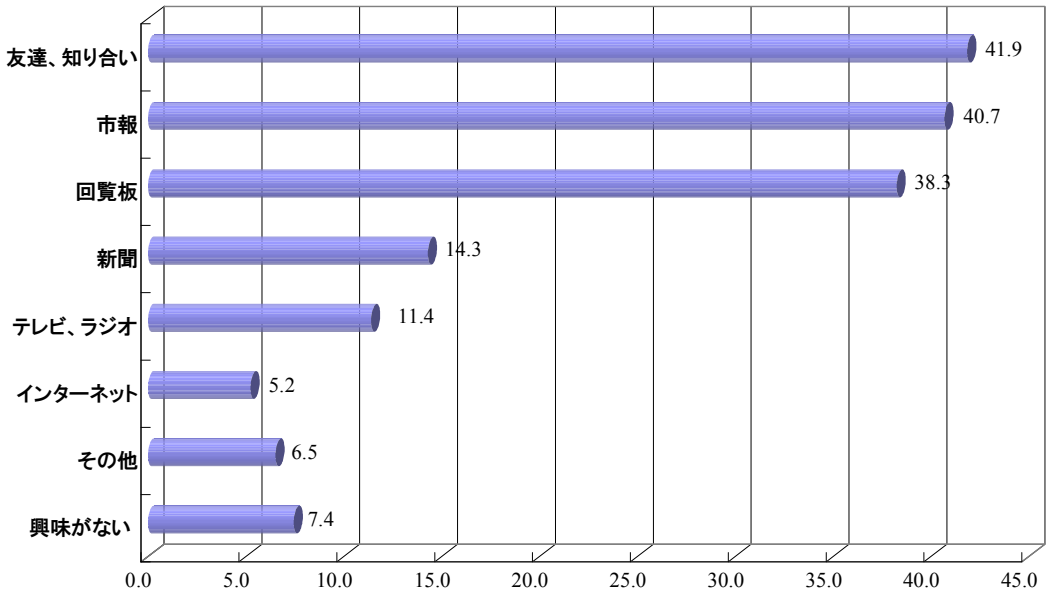

図7　スポーツ参加の情報収集手段（M.T.=165.7)(%)

【目標】

ネットワーク社会の急激な広がりは、情報発信の手段を多様化させています。それと同時にニーズも多様化しているといえます。「いつ」「どこで」「なにを」の情報については、市報での周知のみならず、ホームページ、タウン情報誌、回覧板、新聞、テレビ、ラジオ等、さまざまな媒体を通じて情報を提供できるよう、メディアとの連携・協働において充実を図ります。

【具体的施策】

（1）市報・ホームページの充実

市報が市民にとって重要な情報源であることから、今後も内容を充実させながら掲載を継続していきます。ホームページに関しても、携帯電話での閲覧を可能にしたり、映像配信を行うなど、利用者のニーズに応えられるような取り組みを検討します。

（2）メディアとの連携

メディアとの協働は地域活性化の起爆剤になると考えられます。地元ケーブルテレビやラジオ局等と連携し、開催予定情報から大会の生中継、結果報告までを発信できるような新たなシステムの構築を働きかけます。

2. 競技スポーツの推進

1）スポーツ指導者の資質向上

【現状と課題】

競技スポーツにおける郷土選手・チームの活躍は、地域を明るくする力を持っていますが、社会人の競技人口は少ない現状にあります。また、競技スポーツを支えるスポーツ指導者の技量は、運動やスポーツがもたらす様々な効果に直接影響するだけでなく、選手のその後のスポーツライフの形成にも大きく影響することから、専門的知識を持ち合わせることが求められます。

【目標】

従来のようなスポーツ経験を基にした指導だけでは質の高い指導が困難であることから、医科学的理論に基づいた講習会や研修会を通して、先駆的な指導法確立を支援します。

【具体的取組み】

（1）指導者講習会の開催

トップレベルの指導者を講師に迎え、高度な指導方法や指導に関する最新の情報を習得するための講習会を開催します。

（2）保護者のための講習会開催

ジュニア期におけるスポーツのあり方や指導者との関わり方について、保護者を対象に、勝利至上主義への過熱状況を緩和するための講習会を開催します。

2）競技団体への支援

【現状と課題】

本市を代表するトップアスリートの出現は、市民のスポーツ参加への力強い動機付けになります。競技団体を統括している（財）佐賀市体育協会や種目団体と連携を取りながら、トップレベルで活躍する人材を育成していくことが求められます。

また、競技スポーツによる地域の活性化のためには、障がいのある方々を含め、子どもから大人まで、すべての世代に対する競技力向上の支援を行うことが求められます。

【目標】

すべての世代に対し、競技力向上に関わる支援を積極的に行います。特に、問題視されている子どもの体力低下を効果的に解決するためには、ジュニア世代の競技力向上を図る必要があり、そのために、長期的視点に立ったトップアスリート指導体制の実現を支援していきます。

また、障がい者の競技団体を支援することにより、障がい者の競技スポーツの活性化を図ります。

【具体的取組み】

（1）佐賀市体育協会との連携

佐賀市体育協会との連携を強化し、競技スポーツの振興による地域活性化を図ります。

（2）アスリートの育成

ジュニア世代からトップアスリートを育成・支援していくための長期的視点に立った指導体制を整えていきます。

（3）スポーツ教室への支援

プロチームや実業団チームに協力を得ながら、高度な技術を習得するためのレベルアップ教室等を開催します。

（4）障害者スポーツへの支援

障がい者の競技スポーツの活性化を図るために、競技団体や競技大会への支援を行っていきます。

3）各種競技大会の開催支援

【現状と課題】

スポーツの競技大会は、参加する競技者にとって日ごろの練習の成果を発揮する場であると同時に、市民にとってはトップレベルの技術を目にすることができる絶好の機会となり、競技力の向上や競技人口の増加等にもつながります。今後、競技スポーツの推進を図っていくためには、このような競技大会の開催をさらに支援していくことが求められます。

【目標】

市民の参加と観戦を促すための広報活動を行うとともに、大会の運営費に対する支援やボランティア組織等との連携による運営体制への支援に努めます。

【具体的取組み】

（1）大会等の支援

多くの市民が参加する競技大会はもちろんのこと、グラスホパージュニアテニス大会等、トップレベルの大会を支援するために、経済的支援やボランティア組織との連携による支援体制づくりに努め、円滑な大会運営を支援していきます。

4）トップチームとの交流

【現状と課題】

佐賀県には、サガン鳥栖（サッカー）、久光製薬（バレーボール）、トヨタ紡織九州（ハンドボール）等全国トップレベルのチームが存在しており、市民との交流を積極的に働きかけ、トップレベルの「技」に出会う場を提供することが求められます。

【目標】

競技レベル向上はもちろん、競技人口増を目指し、これらのチームとの積極的な交流の機会づくりに努めます。

【具体的取組み】

（1）交流事業の実施

トップレベルの技術を間近で観戦し、選手とふれあうことにより市民のスポーツへの関心度を高めます。

3. スポーツ施設の整備と活用

1）スポーツ施設の整備

【現状と課題】

平成 17 年度と平成 19 年度の２度の合併により社会体育及び学校体育の施設数も大幅に増加しました。しかし、旧市町村間の使用料の格差や減免規程の相違、学校体育施設の使用料徴収の有無など、施設使用に関する課題・問題を検討し調整する必要があります。

また、実態調査の結果を見ると、施設の利便性に対する満足度は約５割に留まっていることや（図８）、70 歳以上の方の多くが「使いにくい」と回答していることから、すべての市民の健康・体力づくりの拠点となるスポーツ施設の整備が求められます。一方、身近にある公民館や公園等の施設もスポーツ活動の場とする新しい発想が求められます。

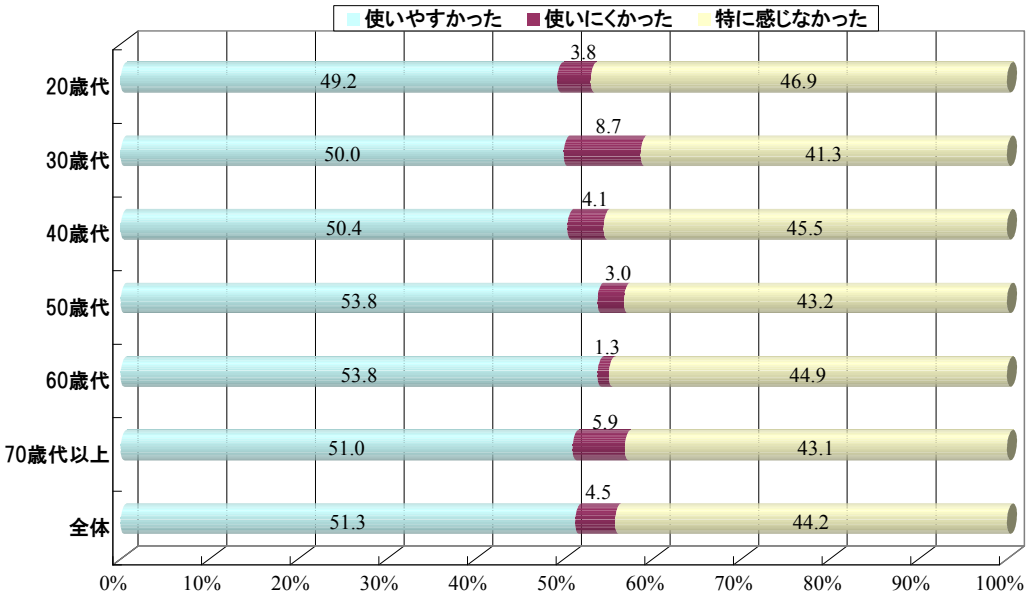

図8　施設の使いやすさ（%）

【目標】

既存施設の有効活用を基本とし、老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めるほか、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリーの推進に努めます。

なお、厳しい財政状況にあっては、新たな施設を整備することは容易ではありませんが、グラウンドの芝生化など市民のニーズを把握し、財政状況にあわせた施設の整備を検討していきます。

また、ジョギングやウォーキング、健康づくりを目的とした身体活動など多様化するスポーツ活動に対応するために、公民館や公園等を有効に活用する新たな環境づくりを探っていきます。

【具体的取組み】

（1）バリアフリーの促進

障がい者及び高齢者の方々でも利用しやすい施設の整備（バリアフリー化等）に努めます。

（2）小スペースの有効利用

スポーツ活動の場として、市民の身近な空間である公民館や公園、道路等の小スペースを有効に活用していくことを関係機関と連携し推進します。

2）学校体育施設の有効活用

【現状と課題】

実態調査の結果（図９）から見ると、学校体育施設は、住民の日常生活圏に最も身近に存在する体育施設として、市民のスポーツ振興に寄与していることがわかります。

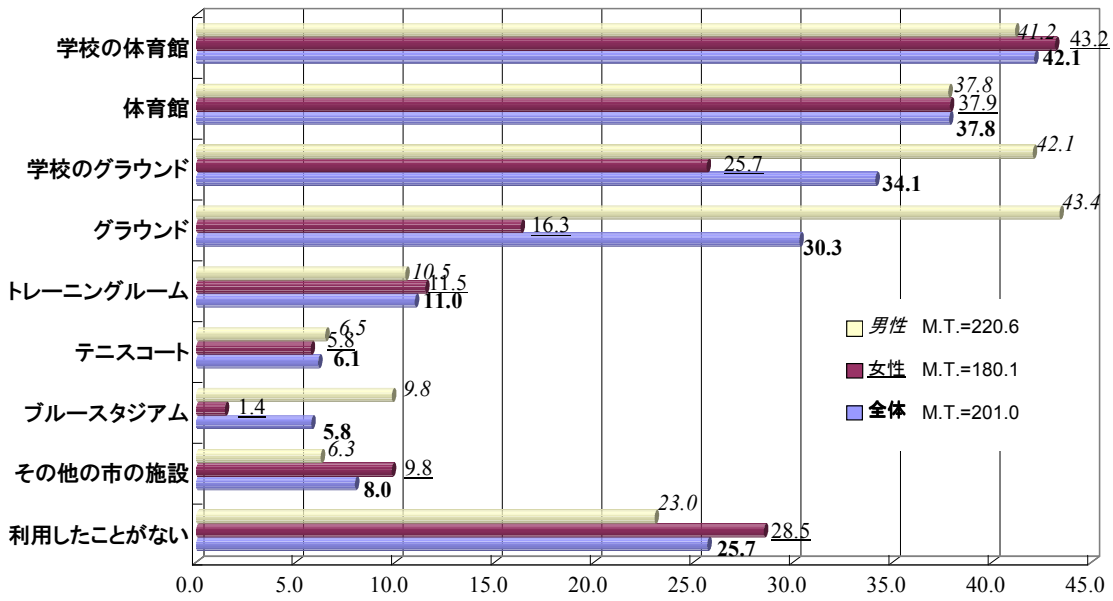

図9 市立スポーツ施設の利用状況（%）

しかし、その利用状況については、特定の団体の使用頻度が高いことが指摘されています。今後は「学校体育施設開放運営委員会」等を通して、より多くの市民が利用できるような環境づくりが求められます。

【目標】

学校体育施設の利用度が非常に高いことから、学校体育施設開放運営委員会など運営を担う組織の拡充を検討し、利用形態の見直しや情報提供など学校体育施設開放事業の充実を図り、学校教育に支障のない範囲で施設の有効利用に努めます。

【具体的取組み】

（1）学校体育施設開放事業の充実

旧町村における学校体育施設開放運営委員会の組織立ち上げの支援や、全市的な利用形態の見直しを図り、開放事業の充実に努めます。

3）スポーツ施設の管理・運営

【現状と課題】

本市では、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。指定管理者の活力やノウハウを活用し、さらなるサービスの向上や利便性を高めることで施設の利用促進に努める必要があります。

また、だれもが気軽に利用できるような環境を整備し、新たな利用者層を掘り起こすための取組みを実施していくことが求められます。

【目標】

新たな利用者層を意識した取り組みを導入するため、多様化するニーズに対応した管理・運営体制を整えます。そのためには、既存の利用状況を調整する必要があります。

【具体的取組み】

（１）新たな利用者の掘り起こし

利用日、利用時間の見直しや、ニュースポーツ用具の充実など新たなニーズへの対応を積極的に行い、利用者の掘り起こしに努めます。

（２）指定管理者制度の拡充

利用者の視点に立ったサービスの提供や利便性の向上を目指し、指定管理者と連携して今までの運営手法にとらわれない取組みを実施します。また、指定管理施設の拡充を検討します。

4）施設のネットワーク化及び情報提供

【現状と課題】

調査の結果（図 10）より、平成 16 年度から導入している予約システムの利用度及び周知度が低いことから、市民へのさらなる働きかけが必要です。また、２度の合併により社会体育施設数も大幅に増加したことから、総合的な予約システムへの拡張が求められます。

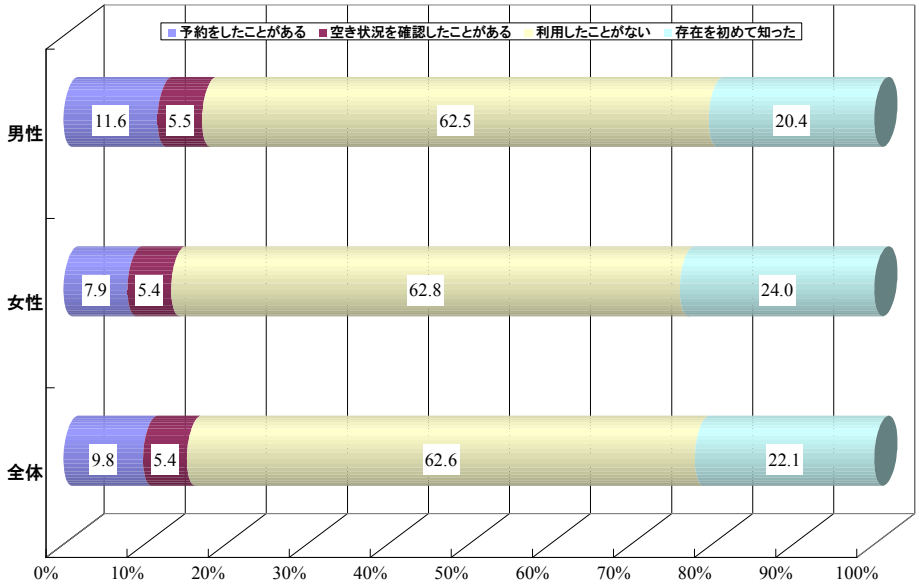

図 10　予約システムについて（%）

【目標】

施設のネットワーク化が実現し、施設の情報が一括管理されれば、市民のスポーツライフはより快適なものになることが期待されます。市民がいつでもどこからでも手軽に体育施設の空き状況や利用申込等ができるシステムの構築と、身近なスポーツ情報の発信等に努めます。

【具体的取組み】

（１）予約システムの拡充

システムの周知度を高めるための有効な広報手段を検討すると同時に、旧町村の施設も含めたネットワーク化をはじめとする情報提供やその内容の充実に努めます。